

選挙第5号

乙訓消防組合議会議員の選挙について

乙訓消防組合議会議員の本市選出議員3人を選挙するものとする。

令和3年8月2日提出

向日市議会議長

〈参 考〉

◎乙訓消防組合同規約（抜粋）

（組合の議会の組織）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、9人とし、関係市町の定数は、次のとおりとする。

向日市3人 長岡京市4人 大山崎町2人

（組合議員の選挙の方法）

第6条 組合議員は、関係市町の議会の議員のうちから選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する市町において、直ちに後任を選挙しなければならない。

（組合議員の任期）

第7条 組合議員の任期は、当該関係市町の議会の議員の任期による。